

離職された皆様へ

ハローワークはあなたの就職のサポーターです。

※受給手続きには個人番号確認書類(マイナンバーカード等)が必要です。

失業給付を受けようとする方は…

退職後、*あなたの住所を管轄するハローワークに必要な書類を持参のうえ、求職の申込みをする必要があります。詳しくは、1～9ページをご覧ください。

受給手続き先：*あなたの住所を管轄するハローワーク

(*10ページ及び11ページ一覽参照)

(船員だった方で、引き続き船員のお仕事を希望される場合は、あなたの住所を管轄する地方運輸支局)

受付時間：平日8:30～17:15 (土・日・祝日・年末年始は休み)

(16時以降は、混雑により待ち時間が長くなります。当日の手続きは「受給資格決定」の他に「求職の申込み」の手続きがあるため、16時前までの受付をお願いします。)

受給手続きや制度のご案内は次ページより記載しています。

受給手続きに必要なもの

1. 離職票—1 → 氏名や口座番号などを記入してください。(下の記入例を参照)ただし、個人番号欄はハローワークに来所してから、窓口でご本人様が記載してください。下記3の書類を必ず持参してください。
2. 離職票—2 離職票—1、2を複数枚お持ちの方は、短期間の離職票であっても全て提出してください。
3. マイナンバーカード
マイナンバーカードをお持ちでない方は、次の①個人番号及び②身元(実在)確認書類をお持ちください。
 - ① マイナンバー確認書類(いずれか1種類)
マイナンバー通知カード、マイナンバーの記載のある住民票(住民票記載事項証明書)
 - ② 身元(実在)確認書類(①のうちいずれか1種類。
(1)の書類をお持ちでない方は、(2)のうち異なる2種類(コピー不可))
 - (1) 運転免許証、運転経歴証明書、官公署が発行した身分証明書・資格証明書(写真付き)など
 - (2) 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、住民票記載事項証明書、公共料金の領収書など
4. 本人の印鑑(認印で可 スタンプ印不可)
5. 写真2枚(最近の写真、正面上半身、タテ3.0cm×ヨコ2.5cm。1枚は離職票—2の下部にある写真貼付欄に貼付してください)
6. 本人名義の預金通帳、キャッシュカード(インターネットバンク・外資系金融機関以外のもの)ただし、金融機関指定届に金融機関による確認印があれば、通帳は必要ありません。
7. 船員であった方は船員保険失業保険証および船員手帳

〈記入例〉

求職者給付等払渡希望金融機関指定届			
届出者	フリガナ	ロードウ	タロウ
1	氏名	労働太郎	
2	住所または居所	東京都千代田区霞ヶ関1の2の2	
払渡希望金融機関	フリガナ	〇×ギンコウ △◇シテン	金融機関確認印
3	名称	〇×銀行 △◇支店	
4	預金(貯金)通帳の記号(口座)番号	1234567	
		金融機関コード	支店コード
		9 8 7 6	5

— ご不明な点がございましたら、ハローワークへお問い合わせください。 —

(なお、東京都以外にお住まいの方は、住所を管轄するハローワークへお問い合わせください。)



厚生労働省



東京労働局

東京労働局職業安定部
ハローワーク(公共職業安定所)

【ハローワークでは、多様な就職支援メニューを取り揃えています!!】

《平成28年度は約13万人の方が都内のハローワークの紹介で就職しています。》

《職業相談》

職業相談の窓口では、専門スタッフによる求人内容の詳細な情報の提供、応募状況の確認、キャリア・コンサルタントなどにより、あなたの就職活動を強力にサポートします。

《職業紹介・求人情報提供》

全国のハローワークで受付けた約117万件の求人をタッチパネル方式のパソコンでご覧になれます。もちろん、窓口でハローワークスタッフと相談しながら応募する会社を決めることもできます。

《キャリア・コンサルタント・応募書類の作成支援等》

ご自身の経歴に基づいた相談、課題の早期解決を図るためには、専門スタッフに相談することが効果的です。都内のハローワークには、キャリア・コンサルタントによる相談が受けられる窓口を設置し、完全予約制・マンツーマンによる履歴書・職務経歴書の作成方法や面接の受け方などの就職支援等も実施しています。

ハローワークのご利用で早期の就職を！

① 雇用保険の求職者給付とは

雇用保険の失業等給付には、失業された方が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための給付として、「**求職者給付**」があります。「求職者給付」には、一般被保険者に対する「基本手当」、高年齢被保険者（※1）に対する「高年齢求職者給付金」、短期雇用特例被保険者（※2）に対する「特例一時金」などがあります。

以下、最も代表的な「**基本手当**」（いわゆる**失業手当**）を中心に、その内容や手続きを説明します。 ※1 65歳以上で雇用されている方

（船員であった方は生年月日により年齢要件が異なる場合があります）

※2 季節的業務に期間を定めて雇用されている方、季節的に入・離職されている方

**失業の状態ですぐに働ける方は
受給資格決定の手続きを**

**病気、出産、育児などですぐに働けない方は
受給期間延長申請を**

下記②以降を参照してください

7ページの⑨を参照してください

② 失業の状態ですぐに働ける方とは

離職し、「就職したいという積極的な意思といつでも就職できる能力（健康状態・家庭環境など）があり積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない状態」にある方をいいます。

③ 次のような方は、原則として求職者給付の支給を受けられません

求職者給付（基本手当ほか）は、再就職をめざす方を支援する制度です。原則として次に該当する方には支給されません。詳しくはハローワークにご確認ください。

- ① 家事に専念する方
- ② 昼間学生、または昼間学生と同様の状態と認められる等、学業に専念する方
- ③ 家業に従事し職業に就くことができない方
- ④ 自営を開始、または自営準備に専念する方（求職活動中に創業の準備・検討を行う方は支給可能な場合があります）
- ⑤ 次の就職が決まっている方
- ⑥ 雇用保険の被保険者とならないような短時間就労のみを希望する方
- ⑦ 自分の名義で事業を営んでいる方
- ⑧ 会社の役員等に就任している方（事業活動及び収入が無い場合は窓口でご相談ください。）
- ⑨ 就職・就労中の方（試用期間を含む）
- ⑩ パート、アルバイト中の方（※週あたりの労働時間が20時間未満の場合、就労した日、収入額の申告が必要となりますが、その他失業している日については基本手当の支給を受けることが可能な場合があります。）
- ⑪ 同一事業所で就職、離職を繰り返しており、再び同一事業所に就職の予定がある方

④ 求職者給付を受ける資格は 【基本手当の受給資格】

- ◆原則として、離職の日以前2年間に12か月以上被保険者期間（※1）があること。
- ◆倒産・解雇等による離職の場合（特定受給資格者に該当）、期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由による離職の場合（特定理由離職者に該当）（※2）は、離職の日以前1年間に6か月以上被保険者期間があること。

※1 被保険者期間とは、雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から1か月ごとに区切っていった期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算します。（注意：1か月ごとに区切っていった期間が満1か月に満たない場合は、被保険者期間1か月と計算されません。）

※2 特定受給資格者・特定理由離職者については次ページをご参照ください。

《複数枚の離職票をお持ちの方は、短期間の離職票であっても全て提出してください》

☆高年齢求職者給付金、特例一時金は、離職の日以前1年間に6か月以上の被保険者期間が必要となります。
なお、特例一時金の被保険者期間は1暦月中に賃金支払い基礎日数が11日以上ある月を1月と計算します。

⑤ 基本手当の給付日数 【所定給付日数】

- ◆ 定年・自己都合退職、懲戒解雇の方
- ◆ 特定受給資格者・一部の特定理由離職者

離職時等の年齢		算定基礎期間		
		10年未満	10年以上20年未満	20年以上
65歳未満		90日	120日	150日

離職時等の年齢		算定基礎期間	
		1年以上	
障害者等の就職困難者	45歳未満	300日	
	45歳以上65歳未満	360日	

離職時等の年齢		算定基礎期間				
		1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
30歳未満		90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満			120(90)日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満			150(90)日		240日	270日
45歳以上60歳未満			180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日	
障害者等の就職困難者	45歳未満	150日	300日			
	45歳以上65歳未満		360日			

※（ ）内は受給資格に係る離職日が平成29年3月31日以前の場合の日数

次の方には、一時金を一括支給します。

- ◆ 高年齢被保険者（65歳以上で退職された方）

算定基礎期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

- ◆ 短期雇用特例被保険者（季節的業務に就いていた方）

特例一時金の額	40日分
	（暫定措置）

船員であった方は生年月日により年齢要件が異なることがあります。

※「算定基礎期間」とは、雇用保険被保険者であった期間であって、一定の期間を除きます。詳細はハローワークへお問い合わせください。

特定受給資格者とは

特定受給資格者とは、離職理由が、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた受給資格者です。

これに該当する方の所定給付日数は前ページ「⑤基本手当の給付日数【所定給付日数】」

◆特定受給資格者・一部の特定理由離職者の表をご覧ください。

また、厚生労働省のホームページにパンフレットを掲載しております。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135026.html>

【特定受給資格者の判断基準】

- I 「倒産」等により離職した者
- II 「解雇」等により離職した者



特定理由離職者とは

特定理由離職者とは、特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由により離職した方です。

これに該当する方は3か月間の給付制限がなくなります。

【特定理由離職者の判断基準】

- I 期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことにより離職した者（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る。）（※1）

（※1）労働契約において、契約更新条項が「契約を更新する場合がある」とされている場合など、契約の更新について明示があるが契約更新の確約がない場合がこの基準に該当します。

（※2）上記Iに該当する方は、受給資格にかかる離職の日が平成21年3月31日から平成34年3月31日までの間にある方に限り、所定給付日数が特定受給資格者と同様になる場合があります。

- II 正当な理由のある自己都合により離職した者

- ① 体力の不足、心身の障害、疾病、負傷等により離職した者
 - ② 妊娠、出産、育児等により離職し、受給期間延長の措置を受けた者
 - ③ 家庭の事情が急変したことにより離職した者
 - ④ 通勤不可能又は困難となったことにより離職した者
 - ⑤ 企業整備による人員整理等で希望退職に応じて離職した者（一部例外あり）
- 等が該当します。

◆ 以上は概要となります。その他にも条件がありますので、詳細についてはハローワークにお問い合わせください。

⑥ 給付される金額は

求職者給付のうち、失業の状態にある日について支給する手当を「基本手当」といいます。

- (1)基本手当の日額は、原則として、離職される直前の6か月間に支払われた賃金の合計金額を、180で割った金額（賃金日額）のおよそ80%～45%になります（基本手当の日額については、別途上限が定められています）。

※基本手当の日額は、「毎月勤労統計」の結果に基づき、毎年8月1日に改定されます。

- (2)基本手当の日額は、年齢層ごとにも上限が定められており、現在は次のとおりになっています。

（基本手当の支給対象となる日が平成29年8月1日から平成30年7月31日までの場合）

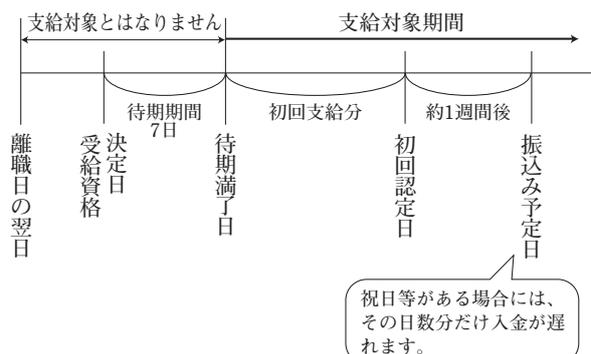
離職時の年齢	基本手当日額の下限額	基本手当日額の上限額
30歳未満または65歳以上	1,976円	6,710円
30歳以上45歳未満		7,455円
45歳以上60歳未満		8,205円
60歳以上65歳未満		7,042円

⑦ 支給の開始と期間 【待期】【給付制限】【受給期間】

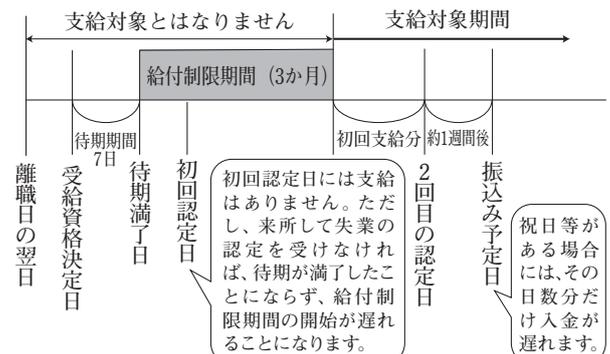
離職理由	解雇・定年等により離職	自己都合、懲戒解雇により離職
支給の開始	離職票を提出し、求職の申込みをしてから7日間の失業している日（待期）が経過した後	離職票を提出し、求職の申込みをしてから7日間の失業している日（待期）+3か月（給付制限）が経過した後
受給期間	<p style="text-align: center;">離職の日の翌日から1年間</p> 1年の間に所定給付日数を限度として支給します。受給期間を過ぎてしまうと、給付日数が残っていても支給されません。（早めに手続きをしてください）	

- ◆ 基本手当を受けるには、原則として4週間に1回の認定日に、失業の認定を受ける必要があります。
- ◆ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金の受給期限（支給を受けることができる期限）は離職の日の翌日から1年を経過する日、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金の受給期限は離職の日の翌日から6か月を経過する日となります。

例1 会社の都合により離職した場合



例2 自己の都合により離職した場合



基本手当の受給手続きの流れ

ご注意ください!

偽りその他不正の行為によって求職者給付を受け、または受けようとした場合は不正受給として厳しい処分が行われます。(例：就職・就労の不申告、自営・自営の準備の不申告等)

離職

求職の申込みと受給資格の決定

受給手続きをする本人が、必要書類（表紙の「受給手続きに必要なもの」参照）を*住所管轄のハローワークにご持参ください。ハローワークでは、提出された書類等により受給資格の確認・決定を行います。（*10ページ及び11ページ参照）

職業講習会

ハローワークの利用案内や就職活動の方法・準備の進め方、応募書類の作成や面接のポイント等についてご説明します。
*職業講習会は、待期期間満了後となる場合もあります。

雇用保険説明会

受給資格者証など必要な書類をお渡しします。
また、雇用保険の受給手続きの進め方について説明します。
*雇用保険説明会は、下記の待期期間満了後となる場合もあります。

待期満了

受給資格の決定を受けた日から、失業の状態が通算して7日間経過するまでを「待期期間」といい、この間の基本手当は支給されません。

給付制限

自己都合、懲戒解雇で退職された方は、待期満了の翌日からさらに3か月間基本手当は支給されません。
これを「給付制限」といいます。

失業の認定

認定日ごと（原則として4週間に1回）に受給資格者証と失業認定申告書を提出してください。
就労の有無、求職活動の実績などを確認して失業の認定を行います。

基本手当の支払い

失業の認定を受けた日数分の基本手当は、あなたの普通預金口座への振込みとなります。（振込みまでの期間はご指定の金融機関によって異なりますが、おおむね1週間程度かかりますのでご了承ください）

原則として4週間ごとにあなたの認定日が指定されます。

職業相談をご利用ください

求人閲覧、職業相談などは、認定日以外の日も利用できます。
積極的な求職活動で1日も早い再就職を!!

就職

就職後の給付金として、再就職手当・就業促進定着手当・就業手当・常用就職支度手当・高齢再就職給付金などを申請できる場合があります。
（6ページ⑧を参照ください）

支給終了

支給終了後も職業相談はいつでも受け付けています。
お気軽に、ハローワークをご利用ください。

⑧ 早期の再就職に支給される手当

雇用保険の受給手続きを取った方が、次の①～⑧の要件を全て満たして、早期に再就職した場合には、**再就職手当**が支給されます。

- ① 就職日の前日までの認定を受けたうえで、支給残日数が3分の1以上残っていること。
- ② 1年を超えて引き続き雇用されると認められること。
- ③ 採用の内定が「受給資格決定日」以後であること。
- ④ 「待期」が経過した後、職業に就いたこと。
- ⑤ 「給付制限」がある方の場合には、「待期」満了後の1か月間はハローワークの紹介または厚生労働大臣が許可した職業紹介事業者の紹介により職業に就いたこと。
- ⑥ 離職前の事業主または関連事業主に雇用されたものでないこと。
- ⑦ 過去3年以内の就職について、「再就職手当」、「常用就職支度手当」の支給を受けていないこと。
- ⑧ 雇用保険の被保険者資格を取得していること。

支給される金額は…

	70%		
	<small>(支給残日数が2/3以上の場合)</small>		
支給残日数 ※	×	又は	×
		60%	
		<small>(支給残日数が1/3以上の場合)</small>	
			基本手当日額

※ 「支給残日数」とは、就職日の前日までの失業の認定を受けたうえで残っている日数です。早期に再就職した場合は再就職手当の給付率が高くなります。

更に、再就職手当の支給を受けた方が、引き続きその再就職先に6か月以上雇用され、かつ再就職先で6か月の間に支払われた賃金が雇用保険の給付を受ける前の賃金に比べて低下している場合、**就業促進定着手当**が支給されます。

また、受給期間内に所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残して再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態（1年を超える見込みのない雇用）で就業した場合には、その就業日ごとに基本手当日額の30%（1円未満は切り捨て）の**就業手当**が支給されます。

なお、どちらの手当も、年齢により基本手当日額に上限額があります。

離職理由による給付制限を受けた方は、待期期間の満了後1か月間は、ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介で就職された場合のみ再就職手当・就業手当が支給されます。

上記の手当以外にも「常用就職支度手当」があります。いずれの手当も支給要件などの詳細については、ハローワークにお問い合わせください。

⑨ **すぐに働くことができない方は… 65歳未満で退職された場合は【受給期間延長】**

離職後1年の基本手当の受給期間内に、下記の理由で働くことができない状態が30日以上続いた場合は、受給期間を延長することができます。また、教育訓練給付制度対象講座の受講を希望している方については、対象期間を延長することもできます。

下記延長理由のうち、⑥の理由による場合は、教育訓練給付制度の対象期間延長手続きはできません。

※事前の申請が必要になります。詳細は下表をご覧ください。

- ① 妊娠・出産・育児（3歳未満に限る）などにより働くことができない
- ② 病気やけがで働くことができない（健康保険の傷病手当、労災保険の休業補償を受給中の場合を含む）
- ③ 親族等の介護のため働くことができない（6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族）
- ④ 事業主の命により海外勤務する配偶者に同行
- ⑤ 青年海外協力隊等公的機関が行う海外技術指導による海外派遣
- ⑥ 60歳以上の定年等（60歳以上の定年後の継続雇用制度を利用し被保険者として雇用され、その制度の終了により離職した方を含む）により離職し、しばらくの間休養する（船員であった方は年齢要件が異なります）

※④及び⑤による場合は、入出国日の確認のためパスポートに認証（スタンプ）を受けることが必要です。

受給期間延長の申請手続き

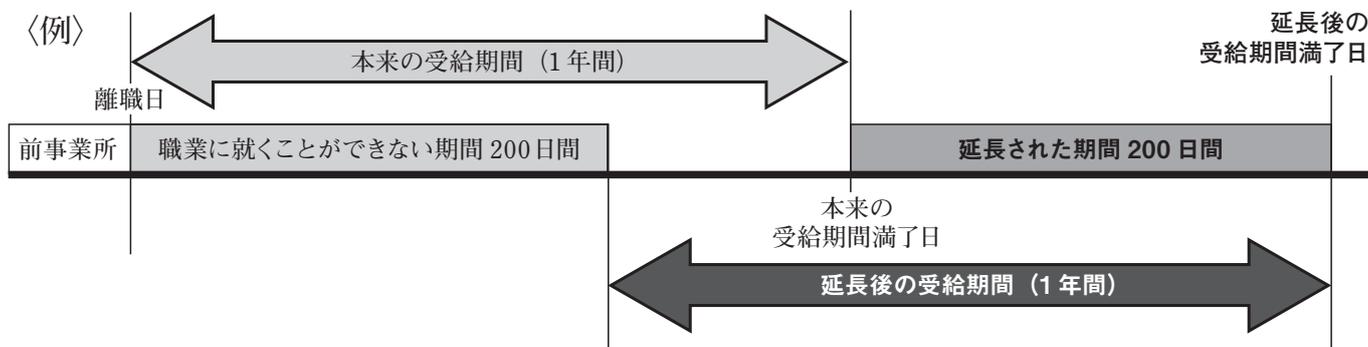
延長理由	妊娠、出産、育児、病気やけが、親族等の介護 など	60歳以上の定年等 など
申請期間	離職の日（働くことができなくなった日）の翌日から30日過ぎてから早期に申請（※1）	離職の日の翌日から2か月以内
延長期間	（本来の受給期間）1年 + （働くことができない期間）最長3年間	（本来の受給期間）1年 + （休養したい期間）最長1年間
提出書類	受給期間延長申請書、離職票—2 ----- 延長理由を証明する書類	
提出方法	本人来所、郵送、代理の方（委任状が必要）	原則として本人来所
提出先	住所又は居所を管轄するハローワーク	

受給期間延長申請時には、離職票—1は不要です。誤って送付された場合は、マイナンバーが記載されうる書類を送付することができないため、ハローワークで廃棄し、受給の手続の際に再交付します。

記載にあたっては本人の印鑑（スタンプ印不可）が必要となります。

※1 申請期間については、受給資格に係る離職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（延長後の受給期間が4年に満たない場合は当該期間の最後の日までの間）ですが、受給期間延長の申請が遅い場合は、受給期間延長を行っても基本手当の所定給付日数の全てを受給できない可能性がありますので、30日以上職業に就くことができなくなった場合には、できるだけ早期に延長の申請をお願いします。

★ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期特例被保険者であった方に支給される特例一時金については、受給期限（支給を受けることができる期限）の延長はできません。



⑩ 60歳以降に再就職された方には・・・

一定の要件を満たす60歳以上65歳未満（※）の雇用保険の被保険者に、高年齢雇用継続給付が支給されます。 ※船員については生年月日によって55歳以上60歳未満となることがあります。

高年齢雇用継続給付には、**高年齢雇用継続基本給付金と高年齢再就職給付金**の2種類があります。

高年齢雇用継続基本給付金は、雇用保険の基本手当等（再就職手当等の基本手当を支給したとみなされる給付を含む）の支給を受けずに再就職した方が対象となる給付金です。60歳到達後の各月の賃金が60歳到達時の賃金に比べて75%未満である場合に支給されます（各月に支払われた賃金の15%が限度となります）。

高年齢再就職給付金は、離職後に基本手当を受給している60歳以上65歳未満の方が、支給日数を100日以上残した状態で再就職（1年を超える雇用見込み）し、再就職後の各月の賃金が賃金日額の30日分と比べて75%未満である場合に、支給されます（各月に支払われた賃金の15%が限度となります）。ただし、再就職手当（6ページ⑧）と同時に受けることはできません。

⑪ 年金との併給調整について

65歳未満の方に支給される特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金と雇用保険の基本手当は同時には受けることができず、基本手当を受給するために求職の申込みをすると、基本手当の受給が終了するまでの期間、老齢厚生年金・退職共済年金が全額支給停止になる場合があります。

詳細は、お近くの日本年金機構の各年金事務所へご確認ください。

⑫ 国民健康保険料（税）の軽減について

特定受給資格者・特定理由離職者として基本手当を受ける方には、国民健康保険料（税）が軽減される制度があります。

軽減を受けるためには届出が必要となります。詳細は、お住まいの市区町村の国民健康保険担当へご確認ください。

飯田橋公共職業安定所



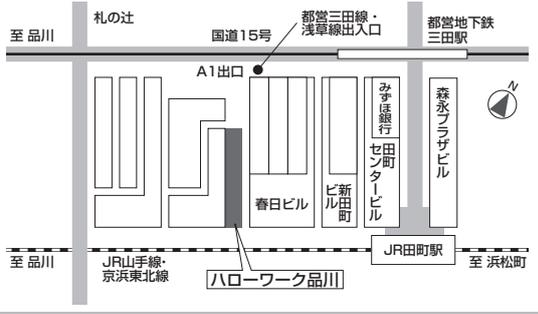
〒112-8577 文京区後楽1-9-20 ☎ (3812) 8609
 JR総武線・地下鉄東西線・有楽町線・南北線飯田橋駅下車 徒歩5分 大江戸線徒歩1分
 管轄の地域：千代田区、中央区、文京区、大島、三宅島、八丈島などの島しょ地区
 (※島しょ地区にお住まいの方は各町村役場で取り次ぎしています)

上野公共職業安定所



〒110-8609 台東区東上野4-1-2 ☎ (3847) 8609
 JR山手線上野駅下車 徒歩5分
 管轄の地域：台東区

品川公共職業安定所



〒108-0014 港区芝5-35-3 ☎ (5419) 8609
 JR山手線品川駅下車 徒歩3分 地下鉄三田線・浅草線三田駅下車 徒歩2分
 管轄の地域：港区、品川区

大森公共職業安定所



〒143-8588 大田区大森北4-16-7 ☎ (5493) 8609
 JR京浜東北線大森駅下車 徒歩8分
 管轄の地域：大田区

渋谷公共職業安定所



〒150-0041 渋谷区神南1-3-5 ☎ (3476) 8609
 JR山手線渋谷駅下車 徒歩10分
 管轄の地域：渋谷区、世田谷区、目黒区

新宿公共職業安定所



〒163-1523 新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワービル23階 ☎ (5325) 9580
 JR山手線新宿駅下車 徒歩2分
 管轄の地域：新宿区、中野区、杉並区

池袋公共職業安定所



〒170-6003 豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60・3階 ☎ (5958) 8609
 JR山手線池袋駅下車 徒歩10分 地下鉄有楽町線東池袋駅下車 徒歩10分
 管轄の地域：豊島区、板橋区、練馬区

王子公共職業安定所



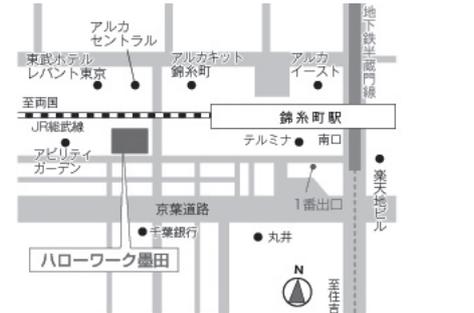
〒114-0002 北区王子6-1-17 ☎ (5390) 8609
 地下鉄南北線王子神谷駅下車 徒歩7分 都営バス王子四丁目下車 徒歩3分
 管轄の地域：北区

足立公共職業安定所



〒120-8530 足立区千住1-4-1 東京芸術センター6階～8階 ☎ (3870) 8609
 JR・東武・地下鉄・北千住駅下車 徒歩6分
 管轄の地域：足立区、荒川区

墨田公共職業安定所



〒130-8609 墨田区江東橋2-19-12 ☎ (5669) 8609
 JR総武線錦糸町駅・地下鉄半蔵門線錦糸町駅下車 徒歩4分
 管轄の地域：墨田区、葛飾区

木場公共職業安定所



〒135-8609 江東区木場2-13-19 ☎ (3643) 8609
 地下鉄東西線木場駅下車 徒歩3分 都営バス木場駅前下車 徒歩3分
 管轄の地域：江東区、江戸川区

三鷹公共職業安定所



〒181-8517 三鷹市下連雀4-15-18 ☎ 0422 (47) 8609
 JR中央線三鷹駅下車 徒歩14分
 管轄の地域：三鷹市、武蔵野市、西東京市、東久留米市、清瀬市

八王子公共職業安定所



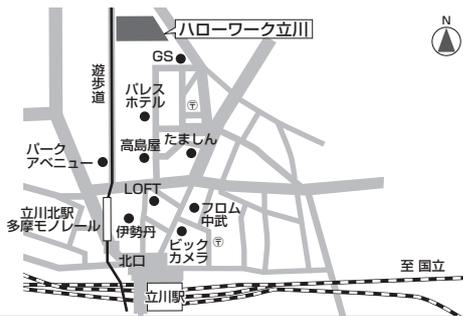
〒192-0904 八王子市子安町1-13-1 ☎ 042 (648) 8609
 JR中央線八王子駅下車 徒歩3分
 管轄の地域：八王子市、日野市

町田公共職業安定所



〒194-0022 町田市森野2-28-14 ☎ 042 (732) 8609
 JR横浜線町田駅下車 徒歩13分 小田急線町田駅下車 徒歩10分
 管轄の地域：町田市

立川公共職業安定所



〒190-8609 立川市緑町4-2立川地方合同庁舎1階～3階 ☎ 042 (525) 8609
 JR中央線立川駅下車 徒歩10分
 多摩モノレール立川北駅下車 徒歩8分 高松駅下車 徒歩10分
 管轄の地域：立川市、国立市、小金井市、昭島市、小平市、東村山市、国分寺市、東大和市、武蔵村山市

府中公共職業安定所



〒183-0045 府中市美好町1-3-1 ☎ 042 (336) 8609
 京王線府中駅下車 徒歩7分 京王線・JR南武線・分倍河原駅下車 徒歩8分
 管轄の地域：府中市、稲城市、多摩市、調布市、狛江市

青梅公共職業安定所



〒198-0042 青梅市東青梅3-12-16 ☎ 0428 (24) 8609
 JR青梅線東青梅駅下車 徒歩6分
 管轄の地域：青梅市、福生市、あきる野市、羽村市、西多摩郡



https://www.hellowork.go.jp/info/location_list.html
 ハローワークインターネットサービスHPに
 全国のハローワークに関する情報を
 掲載しております。

受付時間：平日8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始は休み）
 （16時以降は、混雑により待ち時間が長くなります。当日の手続きは
「受給資格決定」の他に「求職の申込み」の手続きがあるため、16時
 前までの受付をお願いします。）

※東京都にお住まいの船員だった方が、引き続き船員のお仕事を希望される場合は、東京運輸支局（江東区青海2-7-11、03-5530-2327）へお問い合わせ下さい。